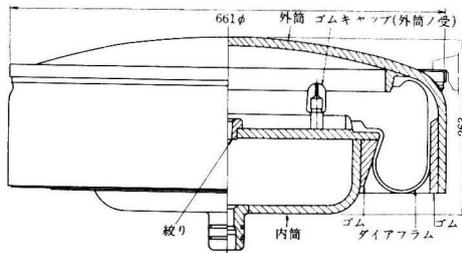


図-1 特殊ダイヤフラム形空気ばね



特性は改善され、直線性のよい、非常に安定した性質を示す。

また上下方向特性についても、荷重による受圧面積の変化が少ないので、補助空気室が小さくても、ばね定数を十分小さくできる利点がある。

新幹線量産車には、この形の空気ばねが取り付けられている。なお新幹線の場合には、内外筒に軽合金を使用し、これまでのものに対して、 $\frac{1}{2}$ 以下に重量は軽減されている。(谷 雅夫)

とくしゅとりあつかい 特殊取扱(電報の) 鉄道電報は国鉄の全業務機関相互間で随時通信することができる。

電報の内容は連絡、通知から照会、指示、さらに報告にまで展開して、その利用分布は組織や系列を問わない現状である。

まず電報を発信しようとするときは、その目的がどこに対して何を要求するものであるかをはっきり電報用紙に書いて、電報取扱所に発信することになっている(この場合、わざわざ電報取扱所まで行かなくても、電話で電報の発信を依頼することができる)。発信者は、その電報の内容が一片の連絡か、相当重要な照会か、または重要な報告かによって電報取扱所に特別な取扱いを申し出ることができるが、電報取扱所の係員は特別な取扱いを要求されたとき、その電報が違則のものでないかぎり拒否することはできない。このように、発信者が要求することができる特別な取扱いを制度化したものが、電報の特殊取扱である。

発信者の要求は、その業務の内容(たとえば旅客・貨物等)や作業の行程(たとえば中継作業・到着作業等)によって異なるが、輸送業務の推移、業務内容の近代化、通信技術の進歩に伴って、将来この特殊取扱の制度的内容が改正されてゆくものと思われる。

現在規定されている特殊取扱いは次のとおりである。

1 親展(ニカ)

電報の内容が秘密を保つ必要のあるもので、受信者以外に見せてはならないもの。この例としては、人事関係の電報、労働関係の電報がある。取扱所の係員は

(1) 受信した電報を封筒に入れて封かんし、表に「親展電報」と朱書して必ず受信者に手渡す。

(2) 手渡しできない場合は電話により直接受信者に送達する。

2 照合(ムニ)

電報の全部を繰り返して照合するもので、この例としては、上記と同様に人事関係(特に人名・職名等)、労働関係の電報がある。

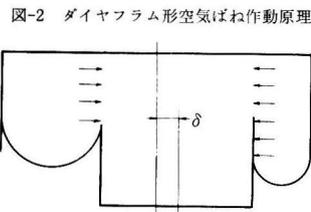


図-2 ダイヤフラム形空気ばね作動原理

3 数字照合(スム)

電報の本文(通信文)の数字を繰り返して照合するもので、例としては経理関係の電報(給料・手当等)がある。

4 かっこ内照合(カム)

通信文中のかっこで囲まれた部分を繰り返して照合するもので、例としては資格試験の合格通知(氏名をかっこで囲って発信する)がある。

電報の特殊取扱いは、あくまで発信者の要求によるものであって、取扱所の係員は、この要求を尊重して取り扱うことになっている。特に照合電報は、いずれも誤りが生じてはならないものであり、そのために繰り返してチェックするしくみになっている。(多芸増雄)

とくべつあつかいこにもつたくそうしょ 特別扱小荷物託送書 特別扱運送の承諾をした新聞紙または雑誌の荷送人が、当該小荷物を託送する場合に託送駅に提出する物品託送の証票書で、新聞紙にあっては新聞紙託送書、雑誌にあっては雑誌託送書という。(中村 司)

とくべつきゅうこうかもつれっしゃ 特別急行貨物列車 貨物輸送の近代化構想に基づいて昭和34・11から5tコンテナ積みチキ5000号形貨車による高速度列車が汐留・吹田間に初めて運転されたが、このときに新設した列車種別である。この列車は時速85kmの速度で運転することのできる貨車で組成され、コンテナ貨物および小口混載貨物を輸送する。東海道本線・山陽本線および鹿児島本線で「たから」号等の愛称で親しまれているのがこの特別急行貨物列車であって、現在は次表の区間で運転しており、将来は主要線区にこの種列車を計画している。

大都市間に設定され、途中の停車駅も少なく、また組成駅作業を省略しているため、輸送時間は短く、たとえば汐留・梅田間の到達時間は約10時間で、一般貨車に比べて約22時間の短縮である。

なお、時速85kmで運転することのできる貨車を甲種貨物車といい、次の形式があるが、運用検査等の都合で、この列車に連結できるものはコンテナ用の「チキ5000および5500形式」、「特急」と表示してある「ワキ1形式」である。

特別急行貨物列車設定 (昭和39・10)

列車番号	愛称名	発駅	着駅	解 結 駅
51	第1 たから	品川	梅田	保土ヶ谷・吹田(操)
53	第2 たから	汐留	梅田	なし
55	第3 たから	汐留	梅田	品川・梅小路
57	第1 西たから	梅田	吉塚	吹田(操)・東灘・東小倉・香椎
59	第2 西たから	梅田	吉塚	広島・東小倉・香椎
50	第1 たから	梅田	品川	吹田(操)・稲沢・保土ヶ谷
52	第2 たから	梅田	汐留	なし
54	第3 たから	梅田	汐留	梅小路
56	西 たから	吉塚	梅田	香椎・小倉・東小倉・下松・広島・東灘

甲種貨物車 ワキ1・ワキ700・レキ1・チキ5000・チキ5500・ワムフ100・ヨ5000 (須賀 修)

とくべつしゅうぜんせいど 特別修繕費制度 車両修繕の整理区分は、定期修繕費・臨時修繕費および特別修繕費に分かれる。

定期修繕費は原則として、車両の検査修繕規程に定める定期検査および原型を維持するための修繕費であり、臨時修繕費は原則として、破損または故障を生じた車両に対する予期しない